

## 4 陸 軍

### (1) FAC 6007 慶佐次通信所 (Gesaji Communication Site)



#### ア 施設の概要

(ア) 所在地：東村（字慶佐次）

(イ) 面積：10千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
東 村	-	-	-	10	10

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：通信運用局舎

工作物：擁壁

(カ) 基地従業員：0人

#### イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第58通信大隊

#### ウ 沿 革

昭和37年10月15日	米軍（沿岸警備隊）により使用開始。
昭和47年5月15日	慶佐次ロランA・C送信所が、慶佐次通信所として提供施設・区域となる。
昭和52年9月12日	第11管区海上保安本部が、航路標識として61,349㎡を共同使用する。
昭和53年2月1日	第11管区海上保安本部が、ロランA業務を米軍から引き継ぐ。
昭和59年10月5日	ACMI海底ケーブルの敷設及び運用のため、水域約9,000㎡を追加提供。
平成3年7月	米軍の日本本土の通信システムと沖縄の通信システムを光ファイバーにより接続するため、長崎県佐世保基地と慶佐次通信所間830kmに、海底ケーブルを敷設。
平成4年1月31日	汚水処理施設として、工作物（浄化装置）を追加提供。

平成 5 年 7 月 1 日	汚水処理施設として、約29,000㎡を返還。
”	ロランC局の業務が、米軍から海上保安庁に移管。
平成 7 年 3 月31日	海上保安庁が引き続きロランC施設及びA施設として使用するため、土地約548,000㎡と水域約30,000㎡を返還。
平成 7 年 4 月 1 日	施設管理権が、海軍（沿岸警備隊）から陸軍へ移管。
平成 7 年 9 月30日	水域の一部を返還。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 合衆国軍は、陸上施設の保安のため水域を継続的に使用する。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、東村字慶佐次の集落の東方約200mの太平洋を見下ろす高台に位置しており、米国沿岸警備隊極東支部により、米軍の船舶や航空機に対する位置確認のための長距離通信所ロラン(Long Range Navigation 遠距離航法)C局の基地として使用されていたが、平成5年7月1日をもって、海上保安庁（第11管区海上保安本部）に機能移管された。

現在は、長崎県佐世保基地とを結ぶ海底ケーブルの通信施設として使用されており、月1回程度、米軍当局が訪れる。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

本施設のある地域一帯は、自然の海岸やリュウキュウマツ群落等の自然環境を有しており、また、近接する慶佐次川の河口には国指定天然記念物に指定されている「慶佐次湾のヒルギ林」があるなど、優れた自然環境が残っている地域である。また、平成9年度から平成11年度にかけて整備された「東村ふれあいヒルギ公園」の供用により、遊歩道を活用した自然観察やカヌー体験が盛んに行われ、エコツアーのメッカとなっている。

ク 返還後の跡地利用計画

東村は、平成9年2月、地域及び村の活性化に資する目的で、村随一の自然景観や慶佐次湾のヒルギ林等の資源を生かした慶佐次通信所跡地利用基本構想・基本計画を策定した。

同計画では、「人と自然が奏でる響の里、慶佐次」を基本テーマに、音楽を媒介としたコミュニケーション形成の拠点づくりを推進している。

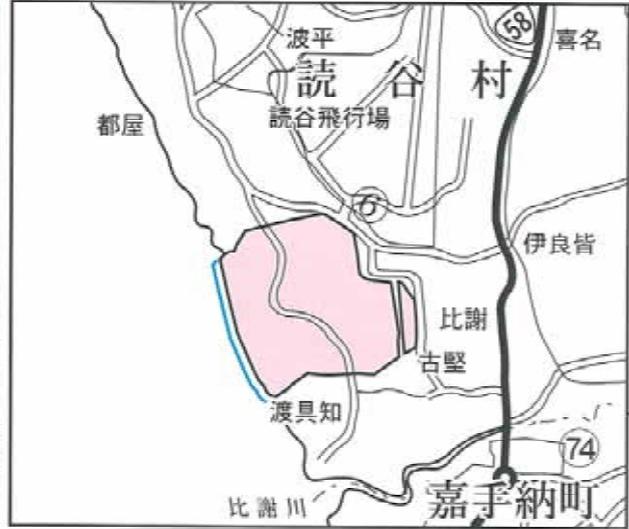
ケ その他（参考）

【沿岸警備隊による在日米軍施設・区域の使用根拠（外務省見解）】

安保条約第6条により、日本国内の施設・区域の使用を許されている「陸軍・空軍及び海軍」とは、陸軍省・空軍省・海軍省に属する軍隊を規定したのではなく、陸上兵力・航空兵力・海上兵力から成る合衆国軍隊を総称するというのが政府の解釈である。

「合衆国軍隊の組織と運営に関する法律（Armed Forces Act）」によると、「軍隊とは、陸軍・海軍・空軍・海兵隊及び沿岸警備隊を意味する。」と規定されており、沿岸警備隊は、管轄は運輸省であるが、戦時ないし緊急時は海軍に属しており、米軍法制上は軍隊の一部であるとされている。

(2) FAC 6036 トリイ通信施設 (Torii Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字渡具地、字古堅、字大湾、字大木、字楚辺）  
嘉手納町（字水釜）

(イ) 面積：1,939千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	151	0	5	1,782	1,938
嘉手納町	-	-	-	0	0
合計	151	0	5	1,783	1,939

(ウ) 地主数：942人

(エ) 年間賃借料：12億9千8百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、通信室等、管理事務所等、宿舍等、食堂、修理工場等、倉庫等、予備発電所等、その他

工作物：アンテナ、野球場、プール、海水浴場（トリイビーチ）、保安柵、上下水装置、降下訓練塔、浄化槽、擁壁、変圧器、通信ケーブル、キャンプ、保養施設、貯水槽、その他

(カ) 基地従業員：344人（MLC 327人、IHA 17人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部、米国陸軍第1特殊部隊群第1大隊、第500軍事情報分遣隊沖縄支所、在日米陸軍通信部隊通信大隊、その他

ウ 沿革

昭和20年4月1日 米軍の沖縄上陸地点（字渡具知海岸）となる。

昭和20年8月 軍事占領に継続して使用開始。

当初、通信施設、車両重機整備場、軍需物資集積所として使用。

昭和27年2月14日 楚辺トリステーション（通信施設）建設に伴い、楚辺区住民が立ち退

	き命令により立ち退く。
昭和28年 8月13日	楚辺戦略通信所建設のため、渡具知区住民が立ち退き命令により立ち退く。
昭和47年 5月15日	楚辺トリステーション、楚辺戦略通信所が統合され、トリー通信施設として、提供施設・区域となる。
昭和48年 9月15日	旧楚辺戦略通信所のアンテナ地区の大部分の土地約1,315千㎡を返還。返還跡地の一部は、古堅小学校用地として利用。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、土地約41,000㎡の移設条件付き返還を合意。
昭和52年 5月14日	第16回日米安全保障協議委員会で移設条件付き返還合意された土地約27,000㎡を返還。
昭和54年10月31日	第16回日米安全保障協議委員会で移設条件付き返還合意された土地約14,000㎡を返還（16回安保協事案終了）。
昭和56年 3月26日	隊舎として、土地約6,820㎡を追加提供。
昭和56年 5月 7日	消防施設等として、土地約1,000㎡を追加提供。
昭和58年 7月31日	住宅用地約560㎡を返還。
昭和58年 8月11日	通信施設として、工作物（通信装置）を追加提供。
昭和59年 3月	陸軍第1特殊作戦部隊（グリーンベレー）再配備開始。
昭和59年 9月	陸軍第1特殊作戦部隊（グリーンベレー）再配備完了。
昭和59年11月29日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 2月	保養施設（ビーチ）を整備。
昭和61年 9月	陸軍第10地域支援群司令部が牧港補給地区から移転。
昭和63年 5月	衛星通信施設を建設。
昭和63年 7月 3日	米軍は、トリー通信施設内楚辺地区のモータープール（駐車場）と倉庫を建設するためとして、黙認耕作地の明け渡しを要求。
昭和63年 8月 8日	施設内で爆発事故が発生し、陸軍特殊部隊隊員 1人が負傷。
平成元年12月15日	運動施設として、建物約1,600㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会要請（昭和61年）の約20,000㎡の返還に向けて、調整、手続きを進めることを確認。
平成 2年10月 1日	合衆国陸軍宇宙移動通信ターミナルトリー通信施設分遣隊が新設。
平成 3年11月12日	トリー通信施設から伊江島補助飛行場向け飛び立ったCH-53型ヘリから、宙吊り輸送中の物資 4箱のうち 1箱が落下。
平成 4年 7月 2日	管理棟等として、建物約660㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 4年10月15日	トリー通信施設駐留の基地運用中隊が、第349信号中隊に名称変更。
平成 5年 8月30日	管理棟等として、建物約4,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 6年 9月30日	住宅用地約 1,340㎡を返還。
平成 7年 6月 1日	隊舎等として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年 9月20日	雨水排水施設として、工作物（下水等）を追加提供。
平成 8年12月 2日	日米安全保障協議委員会（SCC）は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を承認。 SACO最終報告の内容 「瀬名波通信施設のアンテナ施設及び関連支援施設がトリー通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設を返還する。」

- 平成11年 3月31日 嘉手納バイパス用地約38,000㎡を返還。
- 平成13年 3月31日 個人住宅建設用地約1,200㎡を返還。
- 平成14年 2月 7日 隊舎として、建物約4,100㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成14年11月 6日 管理棟等として、建物約5,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

工 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 合衆国軍は、水域を陸上施設の保安及び汚水処理のため、常時使用する。

水 域

用 途：本区域は陸上の施設及び区域の保安のために使用される。

制 限：本区域は継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業及び海産物の採取の制限はしない。

オ 施設の現状及び任務

トリイ通信施設は読谷村の南西部の平坦部に位置し、正面ゲートに大きな鳥居が立つ。同施設は西太平洋地域における戦略通信網の最重要施設で、かつては社会主義国の放送、通信、暗号等をすべて傍受し、施設内の統合分析センターで整理分析していたといわれる。

同施設では、昭和48年 3月 1日から 6月の工期で、長さ約130m のコンピュータ地下ケーブルが敷設され、アンテナ群も新しく取り替えられ、施設の増強工事が実施された。さらに昭和51年 7月頃にはタイの通信施設に配備されていた部隊が移駐し、同施設の機能が強化されたといわれている。

このため同施設には、鉄塔型アンテナや棒状アンテナ等が林立しており、また、部隊事務所、統合分析センター、兵舎、その他通信施設を運営するために必要な総合的な設備が完備されている。通信施設の管理地区は二重フェンスに囲まれ、立ち入りは厳重にチェックされている。

同施設は、昭和61年 9月に陸軍第10地域支援群司令部が牧港補給地区から移駐してきたことにより、在沖米陸軍の上級司令部となった。司令部は施設内の建物番号210号に設置されており、在沖米陸軍の全ての部隊に対し、管理、兵站、財務の支援を行っている。

昭和59年、同施設に第1特殊部隊（グリーンベレー部隊）が昭和49年以来再配備された。同部隊は、施設に隣接する読谷補助飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しているほか、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等で訓練を実施している実戦部隊である。また、同盟軍の支援、訓練の補助等のほか、災害出動等幅広い活動を行っている。

陸軍宇宙軍が防衛衛星通信システムを担当することになったのに伴い、平成 2年10月、第1140通信大隊の要員、物資の一部が同施設に移動し、合衆国陸軍宇宙部隊（USARSPACE）の移動通信衛星管制ターミナルトリイ通信施設分遣隊が形成された。陸軍宇宙部隊の機能は、合衆国宇宙軍を支援し、防衛衛星通信システムを統率、管制し、戦略防衛システム（SDS）及び通信衛星用武器を企画、試験することなどであり、トリイ通信分遣隊は、太平洋軍の戦術部隊支援用の戦術通信衛星ターミナルが適切に利用できるよう、24時間防衛用通信衛星を調整、運用、管制する。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第 2 条第 4 項 ( a )

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0 千㎡	昭47. 5 .15
読 谷 村	排水路等用地	0 千㎡	平14. 2 . 7
計 2 人	2 件	0 千㎡	

(イ) 地位協定第 2 条第 4 項 ( b ) : なし

キ 施設周辺の状況

- (ア) 施設の北西には都屋集落、東側には古堅集落が広がる。南側は農用地となっている。同施設では、年に 1 回施設を開放して地元との交流を図っている。

- (イ) 施設内には黙認耕作地が多く、同施設では、これまで保養施設（ビーチ）の拡充や、モータープールの建設等、施設内で事業が計画される度に、黙認耕作地の取り扱いが問題となっている。
- (ウ) 陸軍第1特殊部隊が、トリイ通信施設に隣接する読谷補助飛行場でパラシュート降下訓練を実施する際に車両を使用して訓練兵の搬入を行っていたが、訓練兵と抗議団の接触を避けるためとして、平成2年8月の訓練から、トリイ通信施設東側のヘリパッドを使用してヘリコプターでの訓練兵の搬入がなされた。同ヘリパッドは読谷村立古堅小学校に隣接しており、騒音や危険性が指摘された。昭和63年5月、村や小学校からの要請に対して、同施設司令官が同ヘリパッドを使用しない旨文書で回答した経緯があり、それを無視するものと問題となった。平成4年2月以降は車両での兵搬入に戻されたが、それまでの間、ヘリコプターによる兵搬入は16回行われた。

#### ク 返還後の跡地利用計画

- (ア) 平成2年6月19日の日米合同委員会において、国道58号・嘉手納バイパスのルートの一部となっている施設の東側部分2haの返還に向けて、調整・手続きを進めていくことが確認された。  
国道58号・嘉手納バイパスは、国道58号の慢性的な渋滞緩和を目的とする読谷村親志から嘉手納町兼久までの約9kmを結ぶ国道建設計画である。トリイ通信施設内の予定地部分を含む読谷村大木の県道16号線と嘉手納町兼久を結ぶ4.5kmについては、昭和62年度に道路建設が着手されている。
- (イ) 県は、平成2年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会から要請のあった3.3haについて、引き続き返還を求めていくが、この区域については村道整備事業が計画されている。

(3) FAC 6064 那覇港湾施設 (Naha Port)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（垣花町、山下町）

(イ) 面積：559千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	210	35	15	298	559

(ウ) 地主数：1,002人

(エ) 年間賃借料：18億9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所、一般倉庫、船舶修理場、消防舎、モーター修理作業所、兵器修理場、維持修理場、一般修理場、一般貯蔵所、ガソリンスタンド、哨舎、ポンプ場、その他  
 工作物：野積場、保安柵、給水管、舗装道路、駐車場、内光式導灯、外灯、岸壁、埠頭、船舶軌道、停泊波止場、配電装置、給油所、送油管、観覧席、その他

(カ) 基地従業員：98人（MLC 97人、IHA 1人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：第835米陸軍運輸大隊、空軍貨物関係連絡事務所、海兵隊貨物関係連絡事務所、第10地域支援群、陸空軍販売部（AAFE S）、海軍部隊（水域使用）、その他

ウ 沿革

昭和20年	米軍による軍事占領に伴い、浚渫、岸壁、その他の港湾改良工事を施工。
昭和40年 6月30日	約52,000㎡を返還。
昭和47年 5月15日	那覇軍港が、那覇港湾施設として提供施設・区域となる。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、移設条件付き全部返還を合意。
昭和53年 7月	上陸舟艇が、韓国、フィリピン、米国本土へ移送開始。
昭和53年 9月 1日	約18,000㎡の面積修正が行われる（那覇空軍・海軍補助施設との境界変更に伴う面積の修正があり、空海部分は減、那覇港湾施設部分は増）。
昭和53年10月19日	一般船舶の航行の便を図るため、水域の第1区域の一部を第2区域に変

	更。
昭和59年 5月14日	特措法適用の土地約600㎡を返還。
昭和60年 9月10日	下水道として、工作物（下水管等）を追加提供。
昭和61年 5月15日	国道拡幅用地約28,000㎡（国道331号、332号）を返還。
昭和61年10月31日	P O L 地区約206,000㎡を返還。返還跡地は、陸上自衛隊施設として使用。
平成 5年 3月31日	国道332号拡幅用地約7,500㎡を返還。
平成 6年 2月 1日	県知事が総理大臣に重要 3 事案（那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還とパラシュート降下訓練の廃止、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止）の早期解決を要請。
平成 6年12月15日	日米合同委員会において、那覇軍港の移設・返還問題を検討する「那覇港港湾施設作業班」の設置を合意。
平成 7年 1月11日	日米首脳会談において、重要 3 事案等の在沖米軍基地問題の解決に努力することを確認。
平成 7年 5月11日	日米合同委員会において、浦添埠頭地区内への移設を条件として、施設の全部返還を合意。
平成 8年 6月 6日	厚生施設等として、建物約1,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年12月 2日	沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告で、浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を継続することを合意。
平成12年 6月30日	沈埋トンネル用地約8,800㎡を返還。
平成13年10月25日	岸壁等として、工作物（岸壁等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：港湾施設及び貯油所

使用条件： 水域については、常時使用される。水域は、港湾運営のため使用される。

第 2 水域内で、合衆国軍隊は、係留する船舶の船幅又は係留中の船舶の外舷側での作業のいずれについても制限されない。

第 1 及び第 3 水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため、常時制限される。

第 2 水域は、合衆国軍隊の使用期間中は合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、合衆国軍隊が第 2 水域を使用していない場合には、当該軍隊以外の船舶は、合衆国軍隊の活動を妨げないよう予防措置を講ずることを条件として操船のための同水域の利用を許される。

オ 施設の現状及び任務

那覇港湾施設は、那覇港那覇ふ頭と同一港湾区域内にあり、勝連町のホワイト・ビーチ地区に次ぐ大きな軍港である。北側を民港が、南側に那覇港湾施設があり、岸壁に管理事務所や倉庫等が立ち並んでいる。当初は、「港湾地区」と「P O L 地区」から構成されていたが、港湾地区と国道を挟んで位置していた P O L 地区は、昭和61年10月に返還された。

復帰前のベトナム戦争中は、種々の軍艦や原子力潜水艦等の出入りが激しかったが、復帰後は原子力軍艦の寄港もなく、施設の利用状況も表のとおりであり、昭和63年以降は減少傾向にあった。平成 3 年は湾岸戦争の影響もあって増加がみられたが、それ以降一時減少し、最近は増加傾向になっている。

那覇港湾施設の利用状況

年 別	昭62年	昭63年	平成元	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年
入港数	96隻	42隻	33隻	25隻	45隻	16隻	16隻	18隻	23隻	18隻

年 別	9年	10年	11年	12年	13年	14年
入港数	26隻	24隻	37隻	38隻	39隻	35隻

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
沖 縄 県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	自由貿易地域用地	26千㎡	昭62.7.1
海・空自衛隊	連絡事務室等	3千㎡	昭47.5.15
第11管区海上保安本部	進入路及び巡視船係留用地	2千㎡	昭55.5.28
	コンテナ設置用地	0千㎡	平12.4.13
沖縄県総合事務局	自由貿易地域用地	14千㎡	平10.10.22
	沈埋函設置用地	0千㎡	平10.10.22
計 5人	8件	46千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 那覇港湾施設の所在する那覇市には、那覇港湾施設の他に嘉手納飛行場の一部があり、市面積に占める米軍基地の割合は、1.4%である。詳しくは、嘉手納飛行場の項を参照。

(イ) 同施設は、那覇港に隣接し、那覇空港にも近いことから、産業振興の適地として極めて開発効果の高い地域である。

施設の一区画には、県が産業振興の一翼を担うものとして設立した自由貿易管理地域があり、平成14年9月末現在14の企業が入居している。これをより効果的に活用するための拡張構想があり、県は早期返還と併せて水域の解除を求めている。

(ウ) 同施設跡地については、平成14年7月に決定した「沖縄振興計画」において、那覇空港、那覇港と隣接した特性を生かし、国際交流拠点にふさわしい交流区間の形成を目指すとしている。

ク 那覇港湾施設の移設について

平成7年5月11日、日米合同委員会は、下部機関である那覇港湾施設特別作業班の勧告を承認した。その勧告の内容は次のとおりである。

別図(省略)に示すとおり、約35.3ヘクタールの代替施設が那覇港湾計画浦添ふ頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設の全部及びFAC6056牧港補給地区に隣接する約50メートルの制限水域の全部を返還する。

牧港補給地区と新しい港湾施設とを結ぶ進入道路が提供される。

新しい港湾施設には、隣接する約50メートルの制限水域を含む。

さらに平成8年12月のSACO最終報告においても、浦添ふ頭地区への移設と関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため、最大限の努力を日米共同で継続することが確認されている。移設先とされている浦添市においては、那覇港湾施設の同市への移設に強く反対していたが、平成13年11月に、移設受け入れを表明した。

その後、平成13年11月16日に、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の三つの協議会が国により設置され、移設に関連する諸措置、移設受入に係る諸措置及び跡地利用を円滑に進める等の観点からの県都那覇市の振興事業について、移設を円滑に進めるため協議しているところである。

平成15年1月23日、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から代替施設の位置及び形状案が示され、県、那覇市及び浦添市が了承した。

#### ケ 返還後の跡地利用計画

地元那覇市では、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して返還を求めてきたほか、平成3年9月には那覇市長が、また平成9年4月には那覇市助役が早期返還を要請するため訪米するなど、その返還を強く求めてきた。

また、地主会、那覇市、関係行政機関、学識経験者等を含めた検討委員会を発足させ、那覇市と地主会の統一案として「那覇軍港跡地利用計画（基本構想）」を平成8年3月に策定している。

#### コ その他

昭和56年に、地元那覇市が米軍用地特別措置法に基づく未契約軍用地（那覇港湾施設内私有地、普天間飛行場内那覇市管理地）の使用認定は違憲であるとして国に対し処分の取り消しを求め、那覇地方裁判所に提訴した（那覇市軍用地違憲訴訟）。那覇地裁は、平成2年5月、那覇市の訴えを棄却し、那覇市が控訴を断念したため敗訴が確定した。

(4) FAC 6076 陸軍貯油施設 (Army POL Depots)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：具志川市（字栄野比、字昆布、字天願、字川崎）  
 沖繩市（字池原、字宇久田、字御殿敷、字倉敷、字大工廻）  
 嘉手納町（字野國）  
 北谷町（字砂辺、字伊平、その他）  
 宜野湾市（字伊佐）

(イ) 面積：1,255千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	33	-	190	480	704
沖繩市	3	2	7	3	15
嘉手納町	5	10	-	118	133
北谷町	10	1	0	392	402
宜野湾市	0	-	-	1	1
合計	51	13	197	994	1,255

注：他の施設を通過するパイプラインやタンクファームは、陸軍貯油施設の構成部分であるが、当該施設の面積には含まれない。

(ウ) 地主数：740人

(エ) 年間賃借料：11億7千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理事務所、倉庫棟、ポンプ室、警護所、監視室、その他

工作物：送油管、上下水道、舗装道路、外灯、浄化槽、燃料貯油所、廃油槽、擁壁、岸壁、ドック、配電装置、消火施設、火災モニター施設、モノブイ（浮標）、その他

(カ) 基地従業員：103人（MLC 97人、MC 6人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第505補給大隊、その他

## ウ 沿革

昭和20年～27年	嘉手納、北谷、那覇、具志川にタンクファームを建設。
昭和27年4月 ～28年8月	那覇～嘉手納、嘉手納～具志川、伊佐～普天間間にパイプラインを敷設。
昭和47年5月15日	キャンプ桑江第1及び第2貯油施設、金武湾第1、第2及び第3貯油施設、天願ブースター・ステーション、キャンプ桑江ブースター・ステーションが統合され、陸軍貯油施設として提供施設・区域となる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、POL施設を含む那覇港湾施設の条件付き全面返還を合意。
昭和49年9月	沖縄国際海洋博覧会開催に向けての国道58号拡張工事に伴い、パイプラインを一部移設（伊佐三叉路付近、嘉手納村比謝橋～読谷補助飛行場等3カ所）。
昭和49年10月14日 ～19日	米軍はパイプライン全線の腐食度調査（テキサス州、A.M.Fチューブスコープ社によるライナーローグ調査）を実施。
昭和49年12月～ 50年1月	国道332号沿いの露出パイプライン、バルブボックス(V.B)No.1～No.3付近のパイプライン約700mを撤去、一部を基地内に移設。
昭和50年3月～ 6月	米軍はライナーローグ調査の結果に基づき、腐食度50パーセント以上の重度腐食部分5カ所の取り替え工事を実施。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、嘉手納町～読谷村間の無条件返還と、那覇市～宜野湾市間の大部分及び北谷村～具志川市間の送油管区域の大部分の移設条件付き返還を合意。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年10月6日	送油管敷設用地（国場川を通るパイプライン敷の代替地）として、土地約1,440㎡を追加提供。
昭和52年12月15日	キャンプ・ヘーグの土地約5,300㎡と砂辺陸軍補助施設の土地約14,200㎡を統合。
昭和53年3月31日	第16回安保協了承の土地約1,000㎡（沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷）を返還。
”	送油管敷設用地として、土地約1,440㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和53年6月30日	第16回安保協了承の土地約2,000㎡（国場川を通るパイプライン敷）を返還。
昭和53年7月27日	送油施設として、工作物（送油管、舗床）を含む土地約1,660㎡（沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷）を追加提供（昭和53年3月31日返還済みの土地約1,000㎡の代替地）。
昭和54年5月4日	送油施設として、土地約2,400㎡（イーズメント）と工作物（送油管）を追加提供。
昭和56年2月28日	第16回安保協了承の土地約11,000㎡（嘉手納飛行場から読谷補助飛行場へ通じるパイプライン敷）を返還。
昭和56年4月30日	第16回安保協了承の土地約10,000㎡（砂辺電力線敷、那覇市公園用地）を返還。返還後は住宅用地、公園用地として使用。
昭和56年6月18日	送油管敷設用地として、土地約870㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和57年5月15日	第16回安保協了承の土地約2,000㎡（奥武山運動公園内を通るパイプライン敷）を返還。
昭和58年3月1日	送油管理設用地として、約15,070㎡（イーズメントを含む）を追加提供。

昭和58年 5月19日	嘉手納飛行場の一部土地約31,000㎡及び水域を陸軍貯油施設に統合。
昭和58年 8月11日	整備工場等として、建物約840㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和59年 3月31日	県道75号線用地約1,000㎡（具志川市部分）を返還。
昭和59年 5月14日	第16回安保協了承の土地約71,000㎡（沖縄市、北谷町、嘉手納町を通る大部分が敷地内へ移設されたことに伴う）を返還。
〃	特措法適用の土地約400㎡を返還。
昭和60年 6月30日	第16回安保協了承の土地約50,000㎡（浦添市伊祖以南）を返還。
昭和60年 9月30日	土地約5,000㎡（沖縄市部分）を返還。
昭和60年10月31日	ポンプ室として、建物約30㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
昭和61年 7月11日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
昭和61年11月27日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成元年 3月23日	送油施設として、建物約20㎡と工作物（送油管）を追加提供。
平成元年 6月 1日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会は、昭和60年の知事訪米で返還要請のあった約43,000㎡（浦添～宜野湾間）の部分について、返還に向けて調整手続きを進めることを合意。
平成 2年11月 8日	同年 6月19日確認の土地約43,000㎡（浦添 - 宜野湾間のパイプライン部分）について、日米合同委員会は、移設条件なしの返還を合意。
平成 2年12月31日	浦添 - 宜野湾間のパイプライン部分約43,000㎡を返還。
平成 3年 2月28日	貯油施設等として、工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成 3年12月31日	県道75号用地約360㎡（具志川市部分）を返還。
平成 4年12月31日	資材置場約190㎡（具志川市部分）を返還。
平成 6年 3月31日	住宅用地約150㎡（具志川市部分）を返還。
平成 8年 6月30日	土地約13,500㎡（宜野湾市部分）を返還。
平成 8年 7月 3日	消火施設等として、工作物（消火施設等）を追加提供。
平成10年 3月26日	保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
平成10年12月17日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。

#### エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：POL（Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油）関連設備

使用条件： 金武湾POL貯蔵水域は、合衆国軍隊のPOL貯蔵施設の一部として常時使用される。桑江第2貯油区域の水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。現地合衆国当局は、金武湾POL貯蔵区域の第2及び第3水域を合衆国軍隊が使用する7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

#### オ 施設の現状及び任務

当施設は、金武第1、第2、第3タンクファーム、天願ブースターステーション、桑江第1、第2タンクファーム、桑江ブースターステーションと、これらの貯油施設を結ぶ送油管施設からなる。貯油施設は、具志川市の天願棧橋、キャンプ・コートニーに隣接する地域と嘉手納飛行場に隣接する地域とがある。

送油管（パイプライン petroleum oil lubricant）は、通常2～4本からなり、ジェット燃料、ガソリン、ディーゼル燃料等を送っている。以前は、那覇港湾施設から嘉手納飛行場に至る北上ラインと天願棧橋から嘉手納飛行場及び普天間飛行場へ送る南下ラインがあって、基地間を連結していた。

北上ラインについては、第14回日米安全保障協議委員会において、那覇港湾施設の全部返還が合意されたのに伴い、那覇港湾施設タンク地区（昭和61年返還）18基の代替タンクを金武第1、第2、

第3タンクファーム及び桑江タンクファームに建設、機能が移設された。さらに昭和60年6月に浦添市伊祖以南50,200㎡、平成2年12月に伊祖から宜野湾市伊佐のバルブボックス28の手前までの4.3haが返還され、北上ラインは完全に撤去された。

南下ラインについては、金武タンクファームから嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、桑江ブースターステーション、キャンプ瑞慶覧を通して普天間飛行場までの送油管施設が残っている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(ア)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	9千㎡	昭47.5.15
沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	工業用水配水管用地	0千㎡	昭60.2.7
	導水管用地	2千㎡	昭60.2.7
	導水管用地	0千㎡	平4.5.14
海上自衛隊 具志川市	道路等用地	10千㎡	昭51.3.15
	水道施設用地	0千㎡	昭55.11.6
	水道施設用地	0千㎡	昭58.1.1
北谷町	水道管用地	0千㎡	平元.9.20
	雨水排水路用地	0千㎡	平元.12.15
	配水管用地	0千㎡	平4.12.8
個人企業	進入路用地	0千㎡	平5.1.1
国土交通省	ダム用地	2千㎡	平8.2.7
	ダム用地	1千㎡	平8.4.1
計 8人	15件	25千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(イ)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 陸軍貯油施設は、具志川市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市の3市2町にまたがっており、地域周辺は、住宅、学校等住民地域となっている。

パイプラインに起因する事故は減少しているとはいえ、貯油施設の存在は、油流出事故による環境汚染や住民生活の安全を確保する観点から問題となっている。

陸軍貯油施設からの油流出事故

昭和47年6月6日	宜野湾市(大謝名)	パイプラインのバルブボックスに溜まっていた油が降雨時に周辺の田畑に流出し、農作物に被害を与えた。
昭和49年6月10日	那覇市	那覇港湾施設グラスポート入口横の国道332号沿いに敷設されているパイプが亀裂し、約4,000ガロンの油が流出。同国道が約3時間にわたり閉鎖された。那覇空港に通じる唯一の民間道路であったため、混乱をまき起こした。
昭和49年12月5日	那覇市	那覇港横の国道332号沿いの送油パイプが車両あて逃げ事故で破損し、油が流出した。
昭和51年1月13日	宜野湾市(伊佐)	

- 旧キャンプ・フォスター地域にあるバルブボックスNo.35内部の接続部分が破損し、約200ガロンのディーゼル油が流出。米軍によって油回収作業が実施されたものの、相当量が海に流出し、沿岸一帯を汚染した。
- 昭和51年 1月26日 那覇市（壺川）  
バルブボックスNo.12において、基底部の亀裂により大量（推定16,000リットル）のディーゼル油が流出。住宅密集地域の排水溝を通して国場川に流入し、一部は那覇港海域まで広がった。
- 昭和51年 6月 1日 宜野湾市（伊佐）  
旧キャンプ・フォスター地域のバルブボックスNo.35のバルブの破損による油もれ事故が発生。油が伊佐川や伊佐海岸に流出した。
- 昭和51年 9月18日 具志川市  
9月18日から20日にわたって、天願タンクファーム内から油及びパイプライン洗浄液が流出した。事故原因は、パイプの洗浄作業中、廃液を作業員が貯油タンクの油を送油する際にドレインバルブを閉め忘れたまま送油したため油が逆流し、油水分離装置からオーバーフローしたものである。この事故で、農作物が被害を受けるとともに、天願川が汚染された。
- 昭和54年 8月20日 具志川市  
陸軍貯油施設のバルブボックスNo.90から油が流出した。
- 昭和57年 3月20日 北谷町  
キャンプ桑江内海軍病院前の国道58号沿いで、污水管の敷設工事中に、ジェット燃料パイプが破損し、大量の油が海に流出した。
- 昭和57年 4月 9日 那覇市  
停泊中の海軍集積艦ミーテアから油水混合物が流出した。
- 昭和59年 5月11日 具志川市  
具志川市昆布在の陸軍貯油施設の油水分離槽から、異臭を放つ污水が排水溝に流出。

(イ) パイプラインに設置されたバルブボックスは、かつては路上に突き出て視界を遮るなど交通の面で大変危険であったが、現在は施設内に残されたものが若干あるものの、道路上に突き出たものは全て撤去された。

#### ク 返還後の跡地利用計画

平成 2年12月に返還された浦添市伊祖と宜野湾市の伊佐を結ぶ通りは通称「パイプライン通り」の一部となっており、提供施設として利用されると同時に地域住民の生活道路としても利用されていたが、バルブボックスが道路の中央に設置され交通渋滞や事故の原因となるなど、住民生活に支障をきたしていた。

返還後、バルブボックスが撤去され、パイプライン通りは市道として整備が進められている。これまでに返還されたパイプラインはそのほとんどが市街地を通過したことから、同時に生活道路として利用されており、返還後は公道として整備されたケースが多い。